

第3回

行政区のあり方調査検討特別委員会会議録

- 1 日 時 令和2年9月18日
開会 11時20分 閉会 12時13分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 中橋友子
石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 若山和幸
岡本眞利子 荒貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥
芳滝仁 千葉幹雄 小川純文 藤原孟 東口隆弘
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 澤村記者(勝毎)
- 5 説明員 住民福祉部長 細澤正典 住民生活課長 谷口英将
住民活動支援係長 平井幸彦
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件 1 行政区実態調査の状況について
2 公区長会議における意見等について
3 今後のスケジュールについて
4 その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長 中橋友子

◇ 内容

(開会 11:20)

○委員長(中橋友子) ただ今から第3回行政区のあり方調査検討特別委員会を開催いたします。

はじめに本日の会議にあたりまして、説明をしていただきます説明員の紹介をお願いしたいと思います。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(細澤正典) 最初に本日の説明員を紹介させていただきます。

私、住民福祉部長の細澤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○住民生活課長(谷口英将) 住民生活課長の谷口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○住民活動支援係長(平井幸彦) 同じく、住民生活課住民活動支援係長の平井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(中橋友子) それでは、さっそく議事に入らせていただきます。次第に沿いまして、進めさせていただきますが、テーマは、1番、2番、3番とございますが、一括して初めに説明をお受けしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

住民生活課長。

○住民生活課長(谷口英将) それでは、説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。今回、お配りしている資料の確認ですけれども、横向きで「行政区内における活動実態調査」、資料1ということでお配りをさせていただいております。それと、前回の第2回でお配りをいたしました資料の抜粋ということで、「当面の検討スケジュール」、縦向きの1枚ものなのですけれども、こちらもお配りをさせていただいております。

それでは、次第の1、実態調査の状況についてということで、資料1の内容について一通り説明をさせていただきます。まず、お手数なのですが、資料1の34ページをお開きいただきたいと存じます。見開きになっている右上と右下にページ数があります。34ページをご覧になっていただきたいと思います。34ページの左側。こちらが町長から各公区長様にアンケートをお願いした鏡の文書であります。ちょっと見ていただきたいのですけれども、3行目あたりの「さて、」というところがありますけれども、「町といたしましては、各行政区を単位として町内会が組織されていて、それぞれ地域活動を行っていただいております。地域コミュニティの、本当に町づくりの中核を担っていただいておりますと、その実態を調査するために、今後、検討するためにこの調査をするものですので、よろしくお願ひします。」という趣旨でご依頼をさせていただいております。ですから、調査の項目につきましても、公区長様に関する内容と広報紙、それと町内会に関する大きく三つの内容の構成で調査をさせていただいたものであります。最初のページに戻っていただきたいと思います。申し訳ありません。1ページです。まず、調査結果の概要であります。目的につきましても、今、申し上げましたように、今後の行政区のあり方を検討するために各地域の実態、活動状況、問題等を教えてください。基礎資料とするために実施したものであります。期間につきましても、今年の3月5日から19日までの15日間あります。対象は113公区。回答につきましても、106という

ことで 93.8%の回答率となっております。郵送で行ったものであります。回答者の属性なのですけれども、ご覧のとおりであります。記載はここにしていないのですが、ご参考までに申し上げますと、この4月1日の公区長様の平均年齢ですが、4月1日現在では66.6歳でありました。113公区の公区長様の平均年齢が66.6歳でありました。参考に10年前を調べてみたのですが、平成22年度は63.8歳で2.8歳年齢が上がっていると。この10年間もだいたい平均年齢は65歳前後でありました。皆さんのお手元に資料はないのですけれども、ちょっと気になるのが、札幌市街地の公区長様が平均年齢を超えておりまして、70歳。10年間ほとんどですね、札幌地域の公区長様は平均年齢70歳ということで、農村地域は、平均年齢よりも下回っているのですけれども、意外と市街地の公区長さんが高齢だということがわかったという状況であります。これは参考までにあります。

それでは、さっそく内容について説明をさせていただきます。開いていただいて、2ページをご覧になっていただきたいと思います。

問1です。公区長の選出方法について、お尋ねをいたしましたものであります。回答の内容といたしましては2番、選考委員会による選考ということで、約4割を超えている結果となっております。後ろの方に自由記述欄があるのでありますが、なかなか会議を開いても公区長さんが決まらず、やむなく手を挙げて私になっておりますというような記述もあるような実態となっております。

続いて、下の3ページです。問2ですね。公区長の任期について、お尋ねしたものであります。改正前の行政区の設置条例でも任期は2年と、再任は妨げないとしていたのですが、各公区の実態におかれましても2年というのが、79%、約8割という形になっております。下の方ですが、参考までに3月末時点、公区長さんの平均在任年数を調べさせていただきました。そうするとだいたい4.26年ということで2期連続というような形が多いのかなというのがうかがえるところであります。これも参考までに、ここには書いていないのですが10年以上というのが8人いらっしゃいますけれども、一番長い方で4月1日現在、27年公区長をされているという方がいらっしゃいます。次いで、19年の方が1人、14年という方がお二人いらっしゃいました。

続いて、4ページにまいります。問3であります。こちらは公区長の報酬の用途についてお伺いしたものであります。ちょっと見づらいですが、個人の報酬として受け取るのですけれども、3番目の町内会の行事等に個人としてお金を支出しているという回答が6割を超えております。3番の横に吹き出しで小さいのですが、その金額がおいくらぐらいでしょうかというような問もしたのですが、だいたい3万円以下というのが、27件と4割くらいになっております。ただ金額も大きいものですので、平均で割り返すとその表にありますように5万1千円となっております。そのほか、その下に自由記述に2列書いてありますけれども、左の列の二つ目、個人の報酬として受け取っていますという方が10件、そのほか右側にも葬儀委員長として香料等も包んでいますといったような内容になっております。

続いて、5ページ。問4です。こちらは、公区長の業務として負担になっていることについてお伺いしたものであります。一番多い回答としましては、7番の「その他」、28件になるのですけれども。その前に1番の「地域の要望の取りまとめ」、こちらが24

件、22%という回答になっております。次いで、「町の広報紙の配布」が大変だということで18件、17%という状況です。「その他」の内容なのですが、下に小さい字で3列、書いてあります。左側の真ん中くらいですが、葬儀の関係で葬儀委員長とかを頼まれると大変というようなご回答であったり、真ん中の列の一番上に行きますと特に負担になっている業務はないというのも8件ほどございました。その下に字がいっぱい書いてありますけれども、町内会の未加入の方に対して、どういうふうに対応したら良いだろうか、広報紙どうやって配って良いだろうかということが負担になっているといったような自由記述が寄せられております。

次、6ページは、負担になっているとお答えになった方々の地域別でどういった状況があるのかなということで、地域別で回答割合を示しているものです。6ページの下に凡例がありまして、地域要望の取りまとめ、広報紙、云々とありますけれども、横棒はこの右側の事由にそってなっています。ちょっと見づらいなのですが、農村地域、一番左側 26.5%。これが地域要望の取りまとめです。地域要望取りまとめとして、やはり大変だというのは農村地域が多いというのが結果からうかがえます。広報紙の配布につきましては、札内市街地ですね、19.5%。そういったような状況になっております。

次に7ページ、問5であります。今までは公区長さんの内容についてお伺いしたのですが、ここからは広報紙の関係について質問をさせていただいたものです。「広報紙の配布はどなたが行っていますか」ということで、複数回答でそれぞれ回答していただいたものです。3番の各班長ということで約77%、8割になっておりますけれども、その下に具体的な配布方法もあわせて回答をいただきました。一番多いのは、公区長さんに役場からお渡しして、各班に渡しているという方が38.7%となっております。あと、公区長さんだけで配っているとか、班長のみで配っていますというのが多い回答結果となっております。

続いて、8ページをご覧になっていただきたいと思います。よく話題になりました、広報紙の配布が大変だという内容について、どういう状況なのかとお伺いしたのが、問6であります。こちらは、複数回答なのですが、4番の困っていることはないというのが56件。56件の方は他の回答をしていません。実人数です。1から3、配布作業が身体的につらい、時間がかかる、配布先の把握が大変だ、これが件数は44件あるのですが、実際に答えられた公区は37件です。延べで44件になっておりますけれども、実際は37件の方が1から3、ちょっと大変だというふうにご回答されております。困っていないという方は56人ということになります。その他の意見といたしましては、自由記述の右側の方になるのですが、広報紙とは別に回覧ですね、町から広報紙とは別にビラを配ったりですとか、そういうのをたまにお願いするときがあるのですが、そういった周知文の回覧が大変だと、まとめてほしいといった内容が寄せられております。9ページなのですが、こちらはどういった地域性があるのかなというのを示したものでございます。札内市街地で35.4%。こちらが配布作業に時間がかかると回答していただいたものです。農村地域の60%というのは困っていることはないですという回答です。農村地域はさほどでもないのかなというところなのですが、やはり札内市街地はアパートとかありますので、作業時間に時間がかかるといった傾向があるのかなと思っております。

続いて10ページをご覧になっていただきたいと思います。これは問6で1から3を選択した方、困っている37人の方に「広報紙の配布方法についてどうすべきですか。」と聞いたものであります。37件のうち、現行どおり公区長経由の配布でよいというのが16件、43%。町で配布してくださいというのが18件、48%という形になっております。さきほど、広報紙の配布作業で困っていることがないというのが56件ありますので、56件と現行どおり公区長の配布でよいという16件を足せば、数でいうと72件になるのですが、町で配布すべきとお答えになった方は18件いらっしゃるという状況であります。その下、11ページ。こちらはこの37件の地域性と年代を簡単にグラフにしたものであります。地域性には、そんなに大きな違いはないのかなというふうに思っておりますが、年代で言いますと50代、100%になっておりますが、4件、50代の方が公区長さんでいらっしゃるのですけれども、50代の4人全ての方が町で配ってくださいという結果です。40代の方は40%、40%、20%となっておりますけれども、2人、2人、1人というような形になっております。逆に70代になると66.7%、これは10人なのですけれども、現行どおりで良いですという回答の結果にもなっております。

続いて、12ページになります。こちらからは、町内会の内容について、ご質問をさせていただいたところであります。設問をちょっと見ていただきたいのですけれども、あなたの公区に町内会はありますかと。町内会というのもわかりづらいたらうなということでアンケート用紙には、「町内会というのは名称に関わらず、地域内の活動に賛同する住民で構成し、」そこに書いてあるとおりなのですけれども、名称に関わらず、実組織を言うのですよと、冒頭で説明したり、町長の鏡の文書でも我々は町内会というのは113公区内に全てあるのだらうなという思いでアンケートを作ったのですが、回答をいただいた結果ですね、町内会があると答えた公区が59、ないと答えた公区が43という結果になっております。無回答も4件あるのですけれども。ちょっとあまり読んでもらえないで、公区だというふうに丸をつけてもらったのかなと思ってですね、非常に気になっているところなのですけれども、先日、実際に「ない」と答えられた公区長さん5名ほどにどうしてないと答えたのか伺ってみました。そうするとですね、公区と町内会の違いはわかっているのだけれども、我々は公区として活動を行っているのだと、理屈ではちょっと説明できない今までの歴史の積み重ねみたいな思いがやはりあるのかなと感じたところであります。5件ともそういった同じような回答をいただきました。ほかにはまだ伺っていないので、本当にないところもあるのかもしれないのですけれども、我々は町内会じゃないのだと、行政区・公区として活動を行っているのだという思いでいらっしゃる公区長さんが多いのだなと、多いというか聞いた限りではそういう確認がとれたというような状況になっております。12ページ、戻っていただいて、「ある」「ない」の下に地域別の割合も記載をさせていただきました。幕別市街では、63.2%というのが12件です。町内会があると回答したところですね。幕別市街26.3%、これは5件です。ないと答えたのが5件です。札幌市街地も同じようがあると、これが7割超えているのですけれども、これが30件。ないと答えたのが、24.4%ですけれども10件です。農村地域にいきますと、あると答えたのが10件。67.6%、ないと答えたのが23件であります。忠類地域におきましては、同じようがあると答えたのが7件、ないと答えたのが5件という状況になっております。農村地域では町内会はないのだと考え方というか、認

識でいらっしゃるのかなど。ただ、先ほど私が紹介したのは市街地の公区長さんから聞きましたので、またちょっと認識にそれぞれ違いがあるのかなということがうかがえる結果となっております。

続きまして、13 ページです。こちらは問9なのですけれども、問8で町内会があるという59名の公区長さんに伺ったものです。町内会長と公区長さんを兼ねてますかということで、兼ねてないというところが1件うかがえました。ほとんどの公区長さんは町内会長を兼ねているという状況です。

問10につきましては、総会の開催状況であります。開催しているというのが9割を超えている結果であります。町内会の有無、先ほどの質問で「ある」「ない」と答えた人がどういうふうに回答しているのかというの、下に小さくですけれども記載をさせていただいております。町内会があり、そして毎回開催しているというのは58件。ないと答えていても、43件あるのですけれども、39の公区は毎年総会を開催していると。こういうふうに見ただけならばと思います。ほかにもこういうような資料がありますので、参考にさせていただければと思います。

続いて、14 ページになります。こちら問11につきましては、総会の議案の作成状況です。

問12につきましては、規約を定めていますか、どうですかという状況です。下の15ページにつきましては、その規約の名称、規約について教えてくださいということで調査したものでございます。これはご覧のとおりでございます。15ページの下にもあるのですけれども、アンケート用紙と規約を提出していただいて、名称を書きくださったのが51行政区ありまして、そのほかにも規約はあるけれども名称の記載がなかったのが、23行政区ありましたということで記載をさせていただいております。

続いて16ページ、ご覧になってください。問13です。こちらは町内会の会費について伺ったものです。役場からは行政区として、行政区の運営費を交付していますけれども、別に町内会として会費を徴収しているかどうかという内容です。ご覧のとおり、徴収しているというところが94%、徴収していないという公区もございました。5件ほどあったという状況です。そのページの左側なのですけれども、おいくらぐらいの年額になるのですかということで、平均で年額では6,400円余りという状況で、その内訳としては3,000円から6,000円が62件、月500円以内という状況かなというふうに考えております。その下、地区別にどういった平均状況になっているのかなという、忠類地域の年会費が高いのだということがうかがえました。

続いて、17ページです。問14で、役員の報酬について伺ったものです。「あり」「なし」ということで回答いただいて、役職別にも平均的な報酬を伺って、記載をさせていただいております。こちらはご覧のとおりでございます。

続いて、18ページです。町内会で実施している事業についてお尋ねをしております。小さいですけれども、1番、2番、総会、役員会のだいたい9割、8割以上の公区において行われていると、次いで8番、地域内の清掃活動ですとか、10番、敬老行事ですとか、地域サロン、飛んで14番、地域内の親睦行事、こういったところで、各公区内で行われているという状況です。右側にも先ほど申し上げましたとおり、町内会、「あり」「なし」と答えた方に同じように質問していますので、どういう状況なのかなというこ

とで伺ったものでありますので、参考にしていただければと思います。

続いて、その下、19 ページ、問 16 です。町内会の規模、加入戸数についてお伺いをしたものであります。現在の町内会の規模というのはどうでしょうかと、7 割を超える 78 件の方は適正でありますと回答しております。多すぎると回答したのが 8 件、少なすぎるとするのが 13 件という状況です。どのくらいが適正ですかというのが、その下の問 17 であります。こちらは問 16 で、「多すぎる」また「少なすぎる」と回答していただいた方に聞いたものであります。その左側、多すぎると回答した方が 8 件あるのですけれども、この 8 件の加入世帯の平均が 208 世帯ほどでありました。どのくらいが適正なのかと聞くと、106 世帯ほどということで、現状より平均でいうと 100 世帯ほど減らしたほうが適正だというような回答となっております。その横、「少なすぎる」と回答していただいた 13 公区あるのですけれども、現状でいうと平均 36 世帯という状況です。適正な規模をお尋ねしますと 71 世帯くらいだと。現状よりも 35 世帯ほど増えた方が良いのではないかという状況です。さらにその左下なのですけれども、「適正である」と答えた 78 公区の加入世帯の平均が 75 世帯ということですから、だいたい 70~100 くらいが適正だと思われる規模なのかなということがうかがえる結果となりました。

続いて 20 ページ、問 18 です。こちらは、心情的な、感覚的な質問をさせていただいているものです。町内会の必要性についてお尋ねをしたものであります。それぞれ項目があるのですけれども、必要だと思う、そうじゃないというのを一つ選んでくださいという内容であります。多かったのは、地域内住民のコミュニケーションという意味で町内会の必要性があるという回答が最も多い結果となっております。次いで防災機能、災害時の救助活動といった内容になっております。その下、21 ページなのですけれども、町内会の「ある」「なし」で、問 18 でどういった違いがあるのかなと分けたものですが、そう大きな違いはないのかなという認識をしております。皆さん同じような思いで、地域の町内会の必要性というのが、地域内のコミュニケーションであったり、防災機能というところでは必要だという状況であります。

続いて、22 ページをご覧ください。こちらについては、町内会の課題についてお伺いしたものであります。少し小さくなって申し訳ないのですけれども、まず、集計結果で多いものとしたしましては、役員の担い手が少ない、「そう思う」と答えた方が 59 件、「どちらかといえばそう思う」というのが 29 件で、合計で 88 件ですね。どちらかという担い手が少ない、いないのだという状況が課題だと回答をされた内容が多い結果となっております。次いで、活動自体の担い手がいない、少ないのだというのが 40 と 36 であわせて 76 件という状況になっております。次いで、特定の人しか事業に参加してくれないというのも、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」ということで 69 件。町内会活動に関心がない、少ないということ自体が課題だということも「そう思う」「どちらかといえばそう思う」ということで 61 件という状況になっております。真ん中くらいに、事業内容がマンネリ化していると「そう思う」というのが 18 件なのですけれども、「どちらかといえばそう思う」が 44 件であわせて 62 件なのです。事業内容のマンネリ化も一つの要因としてはあるのかなと。さらに、その下、町内会の加入が少ないということは、そんなにも課題になっていないのかなと。「そう思わない」と回答された方が 40 件、「どちらかといえばそう思わない」のが 22 件、あわせて 62 件という状

況になっております。町内会の課題というところでは、担い手不足ということで加入率の問題がよく取り上げられますけれども、実際、公区長さん、町内会長さんに聞いた内容で申し上げますとそこではないのかなということがうかがえた結果でありました。その他、自由記述では、全ては紹介できないですけれども、事務処理できる人がいないですとか、借家住まいの方は町内会にも関心がないといった意見。若い世代の方々は共働きしているので、PTAとかいろいろな活動があるから、町内会の役員はなってくれないのだというような切実な思いが寄せられたところでもあります。23 ページにつきましては、その地域性、町内会「ある」「なし」で分けたところでもありますけれども、どこも同じような結果になったのかなという状況でございます。

続いて24 ページです。こちらは町内会における課題解決のための取組の必要性についてお伺いしたものであります。一番「必要と思う」と回答をしていただいたのが、転入者への加入案内。こちらが51件。次いで、高齢者や若い人が参加しやすい活動を実施、親睦的事業によりコミュニケーションを図る機会の確保、こういった活動をやっていかないとならないでしょうねというような調査結果となっております。自由記述にもさまざまな意見が寄せられておりますけれども、やはり、転入してきた方に対する接触、広報紙の配布ですとか、加入の案内。こういったところが実情として、課題としてありますよというような状況となっております。25 ページにつきましては、同じように町内会「あり」「なし」でこれも同じような傾向であったと思います。

最後、26 ページですが、こちらは公区長制度等について自由意見を記載していただいたものです。時間の都合上、紹介はできませんけれども、36件寄せられたところでもあります。公区の現状ですとか、今後の検討の方向性のあり方。貴重な意見が寄せられております。我々もこれをしっかり読んでですね、今後の検討の材料にしていきたいと考えております。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、調査の結果といたしましては、このような状況になりました。

次第の2番目なのでございますけれども、この調査結果ですが8月下旬に行われた公区長会議でもお示しさせていただきました。ただ、集計がギリギリになって、公区長さんの皆さんには当日配布になってしまいまして、概要のみの説明でありましたので、当日の公区長会議の中で、行政区のあり方に対しての意見というものはございませんでした。

最後、今後のスケジュールであります。1枚もので参考資料として、前回お配りした検討スケジュール（案）をご覧になっていただきたいと思います。第2回の行政区のあり方調査検討特別委員会でもご説明させていただいた内容なのでございますけれども、当時の現時点でのスケジュール（案）ということで、詳細が決まれば、またご説明させていただきますということで説明をさせていただいた、どちらかと言うと今後の検討手法の内容について記載しているものであります。現状に置きまして、2月以降コロナの関係で行政区の検討の関係が全くストップしております。今もちょっと事務がふくそうしております。現状においても具体的な検討が進んでいないような状況です。ようやく今、落ち着いてまいりまして、本格的な検討をこれから進めさせていただきたいと考えているのですけれども、まずは調査結果で見えてきた課題なのでございますけれども、我々といたしましては、町内会としての課題、行政区としての課題、それをまず、すみ分けをしていき

たいと。さらにも共通する項目もあるのかなど。そこをきちんと見定めて、どういう方向で検討すべきなのかというのを、まず、我々で整理をさせていただきたい。あわせて、公区長の皆さまでちょっと認識が違うところも若干うかがえるところがありますので、公区長の皆さんとも共通認識を持った上で、検討を進めてまいりたいと考えております。そういった上では、今アンケート用紙でやりとりをさせていただきましたけれども、今後においては、まず公区長の皆さんのところにですね、直接、我々が出向いて、お話を伺ってどういう課題、現状にあるのかということをもうちょっと詳しく調べさせていただきたいと思います。その上で、課題が見えてきた段階で住民の皆さんや公区長の皆さまの検討材料として、どういうふうにアプローチしていったら良いのかというのを、町内会、地域の活性化に取り組んでいる専門機関等がありますので、そことも相談をしながら、どのようなアプローチの仕方ですらうといったスケジュール感を持って、どういった内容で検討していったら良いのかという方法を年内中に整理をしたいと考えております。その上で、他市町村の事例ですとか、我々でできる範囲内で検討を進めていきたいと現状においては考えております。ただ、前回示した内容なのですけれども、今、コロナ感染で若干検討の手法も一つ工夫を加えながら、感染予防対策も踏まえながらですね、検討していかなければならないということもありますので、その辺も十分留意しながら、これからの検討作業を進めさせていただきたいと考えております。私からの説明は以上であります。

○委員長（中橋友子） ただ今、資料について全般の説明をいただきました。ここで皆さんから、ただ今の説明に対する質問、ご意見も含めまして伺いたいと思います。疑問な点などぜひ皆さん積極的にご発言ください。どうぞ。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） この資料について、説明いただきたい。町内会についてということで12ページ、「あなたの公区に町内会はありますか」という設問があるのですけれども、私が住んでいるところはありません。一つですからね。公区があって、その中に公区の人たちで賛同者をもって町内会、要するに二本立てになっているという意味なのでしょうか。そうすれば数の差異が生じると思うのですけれども、そういった状態のところは59あるということですよ。その辺はどういう内容になっているのでしょうか。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 行政区という底地があって、その上で行政区には皆さん、住民票のある方は属しています。その上で、任意組織として町内会活動をやっていますという公区もあれば、ないというのでしょうか。我々は一個しかないとお答えになっている公区もあるのだと思います。この59につきましては、委員おっしゃったように、まだ実態を聞かないと、あるというふうにお答えしていただいているのですけれども、具体的にどういう状況ですかというのは、もうちょっと掘り下げて聞いていかないとわからないのかなというのが現状、正直なところであります。

○委員長（中橋友子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 課長から説明があったとおり、この内容を押さえないとなんとも言えないのですけれども、通常、私の考え方としては、そういうことというのはないのだろうと思っていました。公区1本ということですね。もちろんその中でね、賛同者を持つ

て町内会を作って活動すること、それはもちろんそれぞれのことですから、否定はしませんけれども、通常を考えると公区があって、公区活動の中に全て包含されると。公区に入っていない方もいるでしょうからね。そういう認識をしていたものですから、実態はちょっとわかりませんが、半分以上が公区の中に町内会があって町内会活動をしていると。僕はちょっと意外だったのですけれども。その辺、本当に別組織として、公区じゃなくて別組織として活動しているのか、便宜上、町内会としているのか、その中身によって変わってくると思うのですよね。その辺、詳しくですね、実態調査されて、便宜上そうしているのか、全く別組織になっているのか、その辺は後日、また聞きたいと思います。わかりました。

○委員長（中橋友子） では、後日の回答よろしくお願いたします。

ほかにございませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 千葉委員のこともそうですけれども、町内会費を納めている人が町内会と。公区にいても町内会費を納めていない人は公区の人だけでも、町内会ではないという、そういう札内地域の考え方で、行政区の仕事は、広報を配ったり、情報連絡だったり、取りまとめだったりするので、あとコミュニティだとか防災だとか、それは町内会の活動なのだという認識が行政区と町内会のすみ分けをおそらくされているのだろうと、私たちのところはそういう感覚で皆いると思います。おそらく、その辺は整理しないと一本に取りまとめていかなければならないですから、それはこれから検討していただきたいと思いますが、一番大きな課題だと思います。認識の違いでね。札内地域でも、公区一つで町内会と一緒になのだという形でやられているところもありますのでね。そういうところの認識の仕方、いわゆる仕事の取りまとめのところの共通認識を持つような形にしていけないとなかなか前に進んでいかないのではないかという気がします。それは、千葉委員がおっしゃったように検討していただきたいと思います。

お尋ねしたいのはですね、今回の法律で変わりました、いわゆる私人になったというところで、ここに資料で公区長の今までの報酬、活動費という形でね、出されるのですけれども、それが個人のところで受け取った方が何人いるのか。公区のところに入れられたのが今回、何人いらっしゃるのか。それがわかれば教えていただきたいのと、前回の委員会でも私、申し上げたのですけれども、個人で受けた場合、ちゃんと申告しなくては行けないと。雑所得で申告しないとおかしい話なのです。個人で入れたところは。そういうようなところの整理について、これから整理をしますという形で委員会のときにおっしゃってましたので、その辺の整理のされ方をどのようにされたのか。まだまだ、内容につきましてはね、これからするのですけれども、一番公区長さん方が心配してられるところ、私人で公の仕事をするのに、契約もしないし、いただいたものは、個人でいただくのだから、職員だったら源泉されてくるのですから。源泉されないでくるわけですからね。それはどういうふうな扱いをすればいいのか。一番、良いのは公区に入れてしまえば一番良いのだけれども、そこから忠類のように全額入れて、全額いただいているわけですね。公区長報酬としていただいている。そういう形を取られるのが。そういうふうなところもあるのでね、その辺のところもやはりきちっと整理をしていか

ないと、どこまで代表者の仕事なのかというところにも関わってくると思いますので、お金の出し方が違うってことも、これもやっぱりどうなのかということを検討する必要があるのではないのかと、初めから思っているのですけれども、その辺の人数と申告するのか、しないのか。その点もお答えいただきたいと思います。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 公区活動費、今までは報酬でしたけれども、公区長さんの個人口座に入っている公区が 113 公区中 83 公区です。公区長活動費を公区の方の口座に入れているのが 30 公区です。113 公区中、公区長さんの個人に活動費として入っているのが、83 件。公区に入れているのが 30 件でございます。ちなみに参考ですけれども、昨年、報酬でしたけれども、報酬の場合は 103 件が個人で報酬として公区長の口座に振り込んでいました。報酬なのですけれども、公区に入っていたという公区が 10 件ございました。そういう状況でございます。あと、源泉の関係です。7月に私も税務署の方に行って担当の税務署の職員に確認をしてきたところなのですけれども、今回活動費となったことで役場からは交付金ですから、源泉徴収の対象外。これは法律上も対象外であります。公区長の皆さまにも活動費であったとしても、言ってしまうと必要な経費で支払われない場合は、雑所得になります。こちらについては、そういう取り扱いで場合によっては課税の対象になりますよということは案内文書で説明をさせていただいております。そういう状況です。

○委員長（中橋友子） よろしいでしょうか。それでは他にご質問ございませんか。
藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 1点だけ。15 ページの規約の定めについてなのですけれども、規約の名称があると載っているのですけれども、本来は名称が重要な問題ではなくて、規約はあるかどうか重要だと思ったのですけれども、自分の住んでいるところが規約はあるが名称記載なしということだと思っております。このアンケートの記載で規約があるところがわかれば載せてほしかったのと、規約がないところが載っていなかったのものでその辺ちょっとお伺いしたい。

○委員長（中橋友子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 申し訳ございません。あまりここを詳しく説明しなかったのですが、14 ページの問 12 が規約「あり」「なし」の公区の内訳であります。14 ページの問 12、「規約の定めについてお尋ねします。」「定めている」というのが 74 公区、「定めていない」のが 29 公区です。その中で定めている公区に対して、どんな名称ですかと伺ったのが、その下なのです。書いてくれたところと書いてくれないところが 23 ありますという状況でございます。以上です。

○委員長（中橋友子） よろしいですか。ここに書かれているところ以外は定めがないということですか。ほかにいかがでしょうか。ご質問ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） 資料が今日、皆さんにお渡しさせていただいたばかりですので、これから熟読していただいて、問題点も出てくるかなと思います。とりわけ、後段の方の自由記述のところの文書が一人ひとりの公区長さんの思いがずいぶんたくさん出されております。こういったところも今後の公区のあり方を考えるときには十分生かしてい

かなければいけない意見ではないかなと思いますので、その辺もぜひ皆さん次回のときには、読んでいただいてご意見をいただければと思います。ほかにご質問がなければ、この説明に関わっては閉じたいと思いますけれども、よろしいですか。

(よいの声あり)

(12:08 説明員退席)

○委員長（中橋友子） この検討委員会としての今後の進め方につきましては、9月2日に検討委員会の役員会を開催させていただきました。そこで、行政の方も遅れていますけれども、こういった資料がなかなか整わなかったということもありまして、検討委員会そのもののスケジュールも若干押してきているというのが現実であります。役員会の中ではこういった資料を基にしながら、ぜひ行政の方もありましたけれども視野も広げながら、幕別町の行政を見るときには他の市町村の行政なども参考になるところはぜひ参考にして学びながら、体制ですとか加入状況ですとか、それから今お話されました行政区と町内会がどうリンクし、どう進めていけば良いのか。そういったことについても検討をしていきたいと思っています。具体的な細かいことは、今日のことを受けまして、また役員会を開催させていただいて、基本的には定例会ということではありますけれども、状況に応じて、例えば、どこか見に行った方がよいというようなこともありましたら、そういった適切な時期ということも考えていかなければならないかと思っています。それで、皆さんの中からもこんなことに調査をかけていったらいいよというようなことがありましたらね、ぜひご提案もいただきたいと思っています。今日ありましたら、ぜひ言っていただきたいですし、役員の方に直接言っていただいても構いませんので、よろしく願いしたいと思います。どうでしょうか。今日はございますか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 管内でも行政区を残しているところもありますし、最近まで行政区でやっていて、町内会に変えていくというところもあります。特に音更なんかは今、制度設計して町内会に移行していくということで、町も方向づけられて、たくさんの資料が出されて、私もいただいておりますけれども、勉強させていただいておりますけれども、資料はでておりますので、そういう行政区として残していく、その形、そして、町内会に変更して行っているところの取組だとか、そういうところを、恐らく町の方でも、資料を整えられて精査されるのでしょうけれども、議会といたしましても聞かせていただくとか勉強させていただく機会をそういう形でしていただければありがたいと思います。

○委員長（中橋友子） ありがとうございます。そういった、積極的に取り組まれているところを参考にしていくというのは、非常に大事なことだと思いますので、ぜひ組み入れながらやっていきたいと思っています。いずれにいたしましても、この特別委員会を発足したときにいつまでに結論を出すかということをご皆さんと確認しながらきたのですけれども、行政区が結論を出す前に、私ども、きちっと意見をまとめて提言するという形をとっていかなければならないと思います。行政区につきましては、町は令和4年の3月末までには最終的に固めてしまうということでもあります。したがって、その手前で委員会としては提案する。ギリギリではなかなか提案にはなりませんので、一つ手前ということをお考えますと、やはり、本来であれば来年の9月くらいまでに出していけば、

まとめていく期間というのが、時間がきちっととれて良いのかなというふうに、そんな相談を役員会の方ではさせていただいております。そういう中身でありますので、今後の進め方についてもぜひご意見、あとはご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、その他に入りますが、皆さんから何かございますか。

(なしの声あり)

○委員長（中橋友子） それでは以上を持ちまして、行政区のあり方については終了したいと思います。

(閉会 12:13)